昭和55年
5月1日号
第172号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯

人口	6348 人	−24
男	3036 人	− 7
女	3312 人	−17
世帯	1703 世帯	− 2

水俣病の認定申請について

（県公害部公害保健課）

○水俣病とは

水俣病について医学的に厳密な説明をするのは大変難しいのですが、要約して分かりやすく説明するとすれば大よそ次のとおりです（胎児性水俣病除きます）

水俣病は魚介類に蓄積された有機水銀を口から摂取することによって起る神経系の病気であって、症状として手足の感覚障害に始まり運動失調（秩序だった手足の運動ができない）、平衡機能障害（身体の均衡を保つ働きが障害される）求心性視野狭窄（周辺部の視野がみえなくなる）、歩行障害、構音障害（言葉を発する働きが障害される）、筋力低下、振戦（ふるえ）眼球運動異常（眼球が外界の視標の動きに円滑についていけない）、聴力障害などを示します。

なお、認定にあたっては環境庁から示された症状の組合せを目安に審査が行われています。

○認定申請の手続について

水俣病の認定申請をする人は、申請書に日常の健康状態、治療の状況などを記載して、本人の居住地の市町を経由して県知事あて提出することになっています。この場合、申請書と同時に次の書類を提出してください。

①戸籍抄本又は住民票の写し
②掛りつけの医師の診断書
③障害補償費請求書

なお、認定申請書その他必要な書類は関係市町にあります。

○認定審査会の審査について

認定申請が正式に受付けられると順次、認定審査会の審査に付されることになります。

認定審査会は現在のところ委員十人、専門委員五人で構成され、いずれも水俣病に関する高度な学識と豊富な経験を有する医師ばかりです。

認定審査会の審査は、毎月二回二日間にわたり三〇人を対象に行われます。ちなみに審査会の部門別構成は、神経内科、耳鼻科、眼科、精神科、小児科、整形外科及び病理からなっています。

○検診について

認定審査会の審査資料は、県立水俣病検診センターにおいて行われる専門医による検診資料が中心となります。

検診は神経内科、眼科、耳鼻科神経精神科について行われます。

認定申請者には、検診の日時が順次、本人あて通知されますので検診の該当日には必ず検査を受けるようにしてください。なお、検診日に支障がある場合は、事前に連絡してください。

○認定申請者のための治療費等の支給

申請から処分までに長期間を要することによる申請者の医療費等の負担の軽減をはかるため、①答申留保者（認定審査会でお精密検査が必要であるとして保留になった者）、②申請後一年（一定の重症については六月）以上経過し、水俣・芦北地区等に三年以上居住していた者に医療費（自己負担分）を支給するほか①の者には医療手当（入院・通院一日当たり四〇〇円。なお、御所浦等離島に居住する者が町外の医療機関へ通院治療を受けた場合は、更に四〇〇円加算、必要によっては介添手当（五千円から一万円）を支給しています。

また、はり・きゅう・マッサージ（これは保留者のみ）の施術についてもあわせて月五回を限度に一定額を給付しています。

○在宅患者の保護指導

在宅患者の日常生活に対する訪問指導や重症患者のための特殊寝台の貸付けを行っています。

○水俣病に関する相談

水俣病の認定申請その他水俣病に関して御相談のある方は、次のところに気軽にお問い合わせください。

- 熊本県水俣病相談事務所（〇九六六三―二―一五二九）
- 熊本県公害部公害保健課（〇九六三―八三―一一一一）
- 町保健課（三―一一）

国民年金

あなたの年金権は大丈夫ですか

特例納付最終期限まであと2ヶ月

国民年金の特例納付制度は六月三〇日で締切られます。あなたの年金権は大丈夫ですか。

この特例納付制度は、昭和五三年四月前の国民年金の当然加入期間のうち、保険料を滞納したことにより、時効となって保険料が納められなくなっている期間について、一か月につき四〇〇〇円をさかのぼって納めることにより、将来、年金が受けられるようにする制度です。

国民年金の老齢年金を受けるためには、保険料を納めた期間と、保険料が免除された期間を合わせて二五年（昭和五年四月一日以前に生れた人は、年齢に応じて二四年から二〇年に短縮されています）以上必要なため、長い間保険料を滞納したり、国民年金に当然加入しなければならないのに、まだ加入していない人などは、将来、年金がうけられなくなります。

今一度、年金が受けられる条件にあてはまるか、確かめてみてください。豊かな老後を送れるかどうかの最後のチャンスです。

ありがとう「自衛隊さん」

津奈木干拓地総合運動公園をつくるため、五三年から、陸上自衛隊にお願いして、敷地の埋立造成を行っていますが、三年目の工事を実施して貰うため、四月八日から先発隊が進駐、作業に着手して貰いましたが、四月一四日津奈木作業隊の全員四七名が揃われました。

作業隊の方々は新顔もおられますが、もう三年なじみの方が多く自衛隊に対する町民の信頼と親密感は、感謝の笑顔となって町内に広がっています。

現場のブルドーザーやタンプ等大型重機械の活気にあふれた動きは、津奈木町の発展を祝福しているかのようです。

作業隊員の方々がお元気で無事故で運動公園敷地造成作業を終っていくよう祈念しますとともに、町民の方々もお会いの節は、ねぎらいの言葉をかけていただきますようお願いします。

税務署

税に不服のあるときは

税務署から更正や決定などの処分を受けたが、その処分に納得できないというときには、税務署に「異議申立て」をしたり、国税不服審判所に「審査請求」をすることができます。

この国税不服審判所は、税務署とは全く別の独立した機関で、税務署と納税者の間に立ってどちらの主張が正しいかを公正に審判するところです。熊本国税不服審判所は、熊本市二の丸一番二号の熊本合同庁舎内にあります。

「異議申立て」や「審査請求」の手続などについての詳しいことは、最寄りの税務署又は熊本国税不服審判所にお尋ねください。

交通安全

子供を交通事故から守ろう

子供を交通事故から守るために次の点に特に注意を

一、通学路を実際に歩いてみよう

通学時間に合わせ、子供といっしょに通学路を歩いてみることです。そのうえで、信号の見方や正しい横断の仕方などについて、具体的に教えてやって下さい。

また、同じ道でも曜日や時間によって車の量や人通りなど、交通状況が変ることもあわせて注意を

一、余裕をもって登校させよう。

就寝前に翌日の持物の準備させ当日忘れものなどないようにしましょう。また時間にも十分余裕をもって送り出すようにしたいものです。

一、帰宅時間を約束させよう。

学校が終ったら、寄道をしないで、まっすぐ帰宅させるようにし帰宅時間を約束させ、しっかり守らせることも、交通事故を防止するうえで大切ではないでしょうか。

S 55. 4. 7　津奈木太郎で起きた事故

街頭指導ご苦労さまでした

四月六日から二日まで交通安全運動が行なわれましたが、期間中多数の方に街頭指導に出て頂きありがとうございました。

今後も、期間中一家から必ず一名は街頭指導に出るように、御協力をお願い致します。

赤十字

〝赤十字　みんなのために　どこにでも〟

この言葉は一九八〇年代幕開けのことしの赤十字国際標語であります。いま国際赤十字は飢えと病いに苦しんでいるカンボジアの人に救援の手を差しのべています。日本赤十字社も医療班を派遣し、物資を送って救援活動を展開中です。五月は赤十字運動月間であります。赤十字活動を活発にするために町民の皆様の善意を赤十字にお寄せ下さい。近日中に婦人会又は区長さん方が、社費の募金について、ご家庭を訪問されますのでその時はよろしく協力下さいますよう、お願い致します。

緑化奉仕

春の緑化運動にともない、町では去る三月二十八日舞鶴城公園にツツジ百本の植樹を計画、老友会の園芸部員及び有志の方々二十三名の人が奉仕作業をして下さいました。

当日は朝九時に舞鶴城公園駐車場に集合となっておりましたので個人の自動車に乗り合せて来る人自転車で来て途中まおして登って来る元気な老人、又弁当を背に杖をつきながらエッチラ、オッチラ登って来るおばあちゃん、ひと休みしてからツツジの根の土落しや、草刈る者、穴を掘る者、ツツジをはこんで植付る者、又それに水をやる者と次から次へと順序よく作業が進んだので植付が終ったあと、周囲の草取りまでしていただきました。

午前中に作業が終り、午后は解散となりましたが、帰る人は少なくほとんどの人が花の木の下に集まり、持って来た弁当で花見の宴が開かれ、どこからかお酒も出て賑やかになり、歌あり、おどりあり、本当にご苦労の中にも楽しい奉仕の一日でした。

奉仕して下さった老友会の方々には厚くお礼申し上げます。

ご芳志お礼

部落	世帯主　故人
中尾	福田ヒサエ　実
上下門	福崎　清一則
小津奈木	小島　利治　宝作

右の方から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄付下さいました。謹んでお礼申し上げますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

余裕ある計画で楽しいドライブ

ゴールデンウィーク交通事故防止運動実施中

無料調停相談所の開設

日時	五月七日㈬
	午前十時から午後三時まで
場所	水俣市天神町一丁目一番一号
担当者	水俣簡易裁判所
相談内容	裁判所職員
	民事一般・家事問題・その他

津奈木町財政事情（昭和55年度）

津奈木町告示　号

財政事情の公表について

地方自治法第243条の3第1項及び津奈木町財政事情の公表に関する条例第2条の規定により財政事情を次のとおり公表する。

昭和55年5月1日

津奈木町長　六車孝吉

まえがき

ここに公表します「財政事情」は、町民の皆さんに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態と、町の主要施策について御理解をいただき町政の発展について、御協力を得るため、公表しているものであります。

一般会計について

歳入について

昭和55年度一般会計予算は、13億8千8百万円で「図1」に示すとおりの構成比になっております。

「表1」で本年度（当初）と昨年度（最終）を比較しておりますが、財源的には依存財源が81.4％で町財政の貧弱さがうかがえます。

昨年度迄景気刺激のため、町債を主にした公共事業の推進が図られたが、本年度は財政の健全化を図りながら、町振興計画に基き、高率の補助事業等選択し、推進する計画であります。

図1　歳入予算項目別構成比

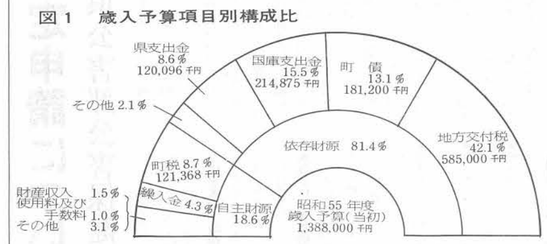

表1　昭和55年度と昭和54年度の歳入予算の比較表

財源内容	昭和55年度（当初）	昭和54年度（最終）	左記の構成比	注釈
地方交付税	585,000	612,091	33.1％	↗
町債	181,200	346,600	18.8％	↘
国庫支出金	214,875	377,440	20.4％	↘
県支出金	120,096	200,813	10.9％	↘
その他	28,550	31,970	1.7％	↗
依存財源の小計	1,129,721	1,568,914	84.9％	↘
町税	121,368	122,579	6.6％	↗
繰入金	60,002	3		↗
繰越金	10,993	53,189	2.9％	↘
財産収入	20,160	37,866	2.1％	↘
使用料及び手数料	13,304	11,809	0.6％	↗
その他	32,452	52,910	2.9％	↘
自主財源の小計	258,279	278,356	15.1％	↗
合計	1,388,000	1,847,270	100.0％	

※ 注釈［昭和55年度（当初）の構成比］－［昭和54年度（最終）の構成比］＝A　Aが増えた場合↗　Aが減った場合↘　で図示したものです。

図2　住民の負担状況（町税121,368千円）

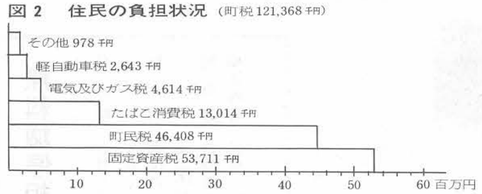

歳出について

歳出において、項目別には「図3」に示すとおり、前年度の最終予算とも比較してみました。

内容につきましては、農林水産業費の25.7％を筆頭に総務費12.7％、民生費12.7％、土木費12.0％、教育費11.9％と住民福祉あるいは道路整備等地域住民の基幹的な事業を積極的に取り組んでいます。

昨年度19.5％から本年度119％に落ち込んだ教育費については、昭和54年度に完成いたしました平国小学校に起因するものです。

性質別にみてみますと、「図4」のとおり、投資的経費35.1％4億8千8百万円は、農林基盤総合整備事業、矢城林業開設事業、福浜・大泊両漁港基盤整備事業及び合串漁港修築、県道改修、急傾斜災害対策等、県営事業の負担金等町の発展のため多額を投資しております。

消費的経費につきましては最小の財源で、最大の住民サービスをモットーに合理化、簡素化に努め、町発展のため努力致したいと思います。

図3　歳出予算項目別構成比

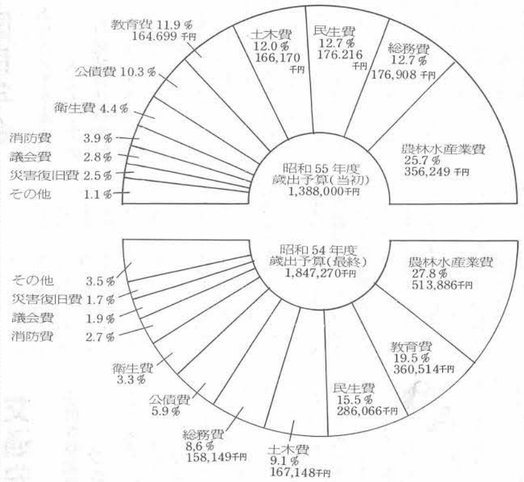

図4　歳出予算性質別構成比

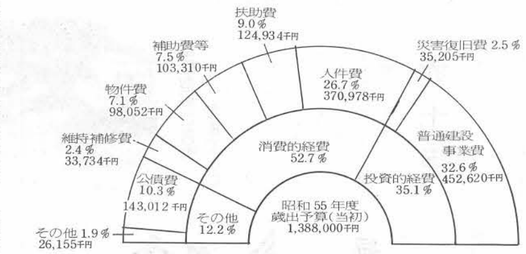

特別会計について

国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業共済事業特別会計は、それぞれ表1. 表2. 表3.に示した通りで、いずれも最小の予算で各目的効果を上げる様努力致したいと思います。

表1　国民健康保険特別会計

歳入　単位（千円）

区分	金額
国民健康保険税	96,900
使用料及び手数料	4
国庫支出金	293,200
県支出金	1
財産収入	2,000
繰入金	20,001
繰越金	11,310
諸収入	6,264
合計	429,680

歳出　単位（千円）

区分	金額
総務費	16,770
保険給付金	399,340
基金積立金	2,000
公債費	501
諸支出金	39
予備費	11,030
合計	429,680

表2　簡易水道特別会計

歳入　単位（千円）

区分	金額
簡易水道収入	16,491
分担金及び負担金	800
国庫支出金	1
県支出金	1
繰入金	8,000
繰越金	3,140
寄附金	1
諸収入	106
合計	28,540

歳出　単位（千円）

区分	金額
総務費	2,040
簡易水道事業費	10,890
公債費	15,499
予備費	111
合計	28,540

表3 農業共済特別会計

単位（千円）

勘定科目	歳入	歳出
農作物共済勘定	4,725	4,725
畜産共済勘定	357	357
家畜共済勘定	2,773	2,773
園芸施設共済勘定	396	396
業務勘定	10,995	10,995
合計	19,246	19,246